

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同法第15条第4項の規定により産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 申請内容

(1) 申請者

オオノ開発株式会社 代表取締役 山下 裕二

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島市安佐北区大林町字人甲87番 外6筆

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物系固形不要物・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず・特別管理産業廃棄物（廃油・廃酸・廃アルカリ・感染性産業廃棄物・特定有害産業廃棄物（燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ））

(5) 申請年月日

令和8年4月14日

2 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所4階 環境局業務部産業廃棄物指導課）

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号（広島市安佐北区役所2階 安佐北区市民部区政調整課）

(3) 広島市安佐北区大林町253（申請者の事業所新築工事事務所）

(4) 広島県安芸高田市八千代町佐々井1391番地1（安芸高田市八千代支所）

3 縦覧の期間及び時間

令和8年5月11日から同年6月10日（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）までの午前8時30分から午後5時00分まで（ただし、上記2(4)については、午前9時00分から午後5時00分まで）

4 意見書の提出

この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を次のとおり提出することができます。

(1) 提出期限

令和8年6月24日

(2) 提出先

広島市長（提出窓口：広島市環境局業務部産業廃棄物指導課）

(3) 記載すべき事項（すべて日本語で記載してください。）

ア 提出者の氏名及び住所

イ 対象事業の名称（上記1(1)から(3)までの事項）

ウ 生活環境保全上の見地からの意見